

令和5年(2023年)5月2日

生徒・保護者の皆さま

北部高等学校長

5類感染症への移行後の本校における新型コロナウイルス感染症対策について

時下、皆さまにはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症が5類感染症へ移行するのに伴い、文部科学省及び長野県教育委員会より学校における新たな感染症対策について通知がありました。

つきましては、以下のとおり、本校における対策を変更いたしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、ご家庭におかれましても、引き続き、手洗いや消毒、換気等基本的な感染症対策にご留意いただくようお願いいたします。

ご不明な点等ございましたら、下記担当までご相談ください。

記

1. 対策の変更開始日

令和5年(2023年) 5月8日(月)～

2. 変更点(5月8日から適用)

(1) 出席停止の扱い

① 出席停止：感染したとき

(有症状) 発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで

(無症状) 検体を採取した日から5日を経過するまで(採取日翌日を1日目とする)

※ 発症または検体採取から10日を経過するまでマスクの着用を推奨する。

確認方法は、出席停止期間終了報告書の提出で行う(用紙は学校からお渡しします)。

② 出席停止にならない場合

・濃厚接触者(濃厚接触者及び濃厚接触相当者の特定をしなくなるため)

・生徒の体調異変(出席可能となるまで通常の病欠)

・同居家族が有症状の場合(家族の新型コロナウイルス感染症発症から7日を経過するまでは特に注意して健康観察。マスク着用の推奨)

※ 同居の家族に高齢者や基礎疾患がある者がいる、または本人が基礎疾患のために重症化リスクが高い等ありましたら、ご相談ください。

(2) 学級閉鎖、学年・学校閉鎖について

今までと同様に、欠席者の割合が概ね学級の20%となった場合に学級閉鎖、学年や学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、学年・学校閉鎖となります。いずれも5日程度で、学校設置者(教育委員会)が決めた期間です。(裏面へ)

(3) 臨時休業中の部活動の扱い

臨時休業になった場合は、部活動は行いません。大会への参加については、陽性者以外の生徒は、検温等により健康観察を行い体調不良がないことを確認の上、学校医の助言等を踏まえて学校長の判断により公式大会等に参加が可能です。

(4) 健康観察その他

・健康チェックカードの提出は必要なくなることから、今まで行ってきたオクレンジャーを通じた健康チェックは5月8日以降行いません。ご家庭において、必要に応じて検温をするなど体調変化にご注意願います。

・マスクの着用については、現在と同様に、個人の判断となります。

・県が医療アラートを発出するなど感染が流行している場合の対応は改めて通知します。

※ 5月7日(日)までは、今までと同様の対応となりますので、引き続き、感染対策等心掛けてください。

長野県北部高等学校

担当 小林 まゆみ(教頭)

諏訪戸 浩(教務主任)

電話 026-253-2030(代表)

FAX 026-253-1025